

「ふるさと選手制度」について（解説）

（財）新潟県体育協会

- 1 国民体育大会改革の一環として成年種別に「ふるさと選手制度」が導入されます。

この制度は、郷土の競技者やチームへの関心を高めるとともに、都道府県の競技力向上の均衡化を図るため行われるもので、概略は次のとおりです。

- 1 「ふるさと」とは、中学校又は高等学校卒業時まで在住した都道府県とする。
- 2 「ふるさと」選手として出場する場合は、予め「ふるさと」登録を行うものとする。
ただし、「ふるさと選手」として出場する場合は「国内移動選手」規定外とする。

- 2 この制度導入に伴い、実施要項総則の「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」が改正されています。

3 利用にあたっての留意点

- (1) 一度登録した「ふるさと」は、変更できない。
- (2) 1回につき2年以上連続して「ふるさと」からの出場（都道府県大会及びブロック大会を含む。）とし、利用回数は2回までとする。
- (3) 「ふるさと」の登録は、都道府県大会に参加する前までに所定の手続きを行わなければならない。

<注釈>

ア 今まで県外に在住する大学生は、「卒業高等学校所在地」（高等学校を卒業していない者は、卒業中学校所在地）から参加することができたが、第60回大会からは、「ふるさと制度」に登録していなければ参加することができなくなった。

イ 県外に在住する者で「ふるさと制度」に登録した者であれば、社会人・大学生（大学院生を含む。）等の別に係わらず、勤務先所在地又は居住地にとらわれることなく、登録した都道府県から参加することができる。

ウ 登録は、競技団体が取りまとめて都道府県大会の概ね2週間前までに県体育協会へ行う。

- 4 「ふるさと制度」により登録した選手の継続確認は、競技団体が毎年行う。